

南九州市成年後見制度 利用促進基本計画

(令和3年度～令和5年度)

南九州市

令和3年3月

はじめに

近年わが国においては、高齢化に伴い高齢者の単独世帯や認知症高齢者の増加が見込まれ、家族構成や地域社会の変容に合わせたしくみづくりが求められています。

平成12年に施行された成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害によって物事を判断する能力が十分でなく財産管理の難しい方が不利益を被らないように、その人の権利を擁護するものです。しかしながら、本制度の利用者は認知症高齢者等の数と比較すると著しく少ないのが現状です。このような中、平成28年に「成年後見制度利用の促進に関する法律」が施行され、市町村区域において成年後見制度の利用促進を図るための必要な体制を整備することが定められました。本市においても高齢化率が上昇し、要介護（要支援）認定者や障害者手帳所持者の現状から成年後見制度を必要とする方は潜在的に増加していると考えられます。

このようなことから、令和2年6月に南九州市成年後見利用促進計画策定委員会を設置し、本計画の策定に至ったところです。

今後は、司法、行政、福祉、医療、地域関係者との地域ネットワークの構築により、成年後見制度が必要な人を適切な支援につなげることで、認知症になっても、障害があっても地域社会に参画しその人らしい生活を続けられるよう取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました南九州市成年後見利用促進計画策定委員会の委員及びオブザーバーの皆様、アンケート調査にご協力くださいました関係者の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

南九州市長 塗木 弘幸

目 次

- 1 成年後見制度とは …P 1
- 2 計画策定の背景と目的 …P 2
- 3 計画の位置づけ …P 2
- 4 計画の期間 …P 2
- 5 本市の現状と課題 …P 3
- 6 計画の基本理念 …P13
- 7 施策の展開 …P13
 - (1) 地域で支える体制づくり
 - ① 中核機関の整備
 - ② 地域連携ネットワークの構築
 - ③ 成年後見人等担い手の確保と支援
 - (2) 安心して暮らし続けられる地域づくり
 - ① 見守り体制の整備
 - ② 成年後見制度の啓発と周知
 - ③ 予防的活用の促進
 - ④ 成年後見制度利用支援事業の充実
- 8 計画の推進 …P17
- 9 評価 …P17

～資料～

- (1) 主な用語解説 …P18
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律 …P20
- (3) 南九州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱 …P25
- (4) 南九州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員名簿 …P27
- (5) 南九州市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱
…P28
- (6) 南九州市成年後見人等酬助成要綱 …P30

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方（本人）を、その権利を保護する援助者（成年後見人等）を選任することにより支援する制度です。

成年後見制度には、大きく分けて「任意後見」と「法定後見」の2つの制度があります。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが援助者（任意後見人）を選任し、判断能力が低下した場合に代わりに行ってほしいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。一方、法定後見制度は、本人の判断能力が不十分な状態になった後、家庭裁判所が後見人や援助内容を定める制度で、本人の判断能力に応じて「補助」、「保佐」、「後見」の3つの制度に分けられます。

法定後見制度の3つの類型

類型	概要	判断能力の程度
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の場合、「成年後見人」が、本人に代わって各種契約や財産管理等を行ったり、本人が締結してしまった不利益な契約を後から取り消したりすることで、本人を保護・支援します。	低 ↑ ↓ 高
保佐	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において、「保佐人」が同意したり、取り消したりする方法で本人の権利を保護します。このほか、申立てにより、裁判所が定める範囲で保佐人に代理権を与え、保佐人が財産管理等を行うことも可能です。	
補助	判断能力が不十分な方の場合、申立てにより裁判所が定める範囲で「補助人」が同意権・取消権、代理権を行使し、本人の権利を保護・援助します。なお、補助の申立ての場合、必ず本人の同意が必要となります。	

2 計画策定の背景と目的

本市では、高齢化が進行しており、今後ますます高齢者が増加することが見込まれます。それに伴い、単独世帯の高齢者や認知症高齢者も増加すると予想され、成年後見制度の必要性がより高まっていくものと考えられます。

また、精神障害を事由として障害者手帳を取得される方が増加していることや、知的障害者のいる家庭の多くが、家族亡き後の支援に関して不安を抱えていることから、高齢者のみならず幅広い年代で成年後見制度のニーズが高まっているといえます。

認知症、知的障害、その他精神上的障害等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組みます。

3 計画の位置づけ

南九州市成年後見制度利用促進計画（以下「本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条の規定に基づく、市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

市では、「南九州市地域福祉計画」（平成 30 年～令和 4 年）において、「福祉サービスの充実と権利擁護」を基本施策として掲げ、その中で「判断能力が十分でない人に対する支援として、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用支援事業について、積極的な情報提供による周知、活用の推進を図る」、「成年後見制度の普及啓発に努める」としています。また、この他関連個別計画である「南九州市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「南九州市障害者計画」においても位置付けることとします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度～令和 5 年度までの 3 年間とします。ただし、国、県等の動向を踏まえ、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

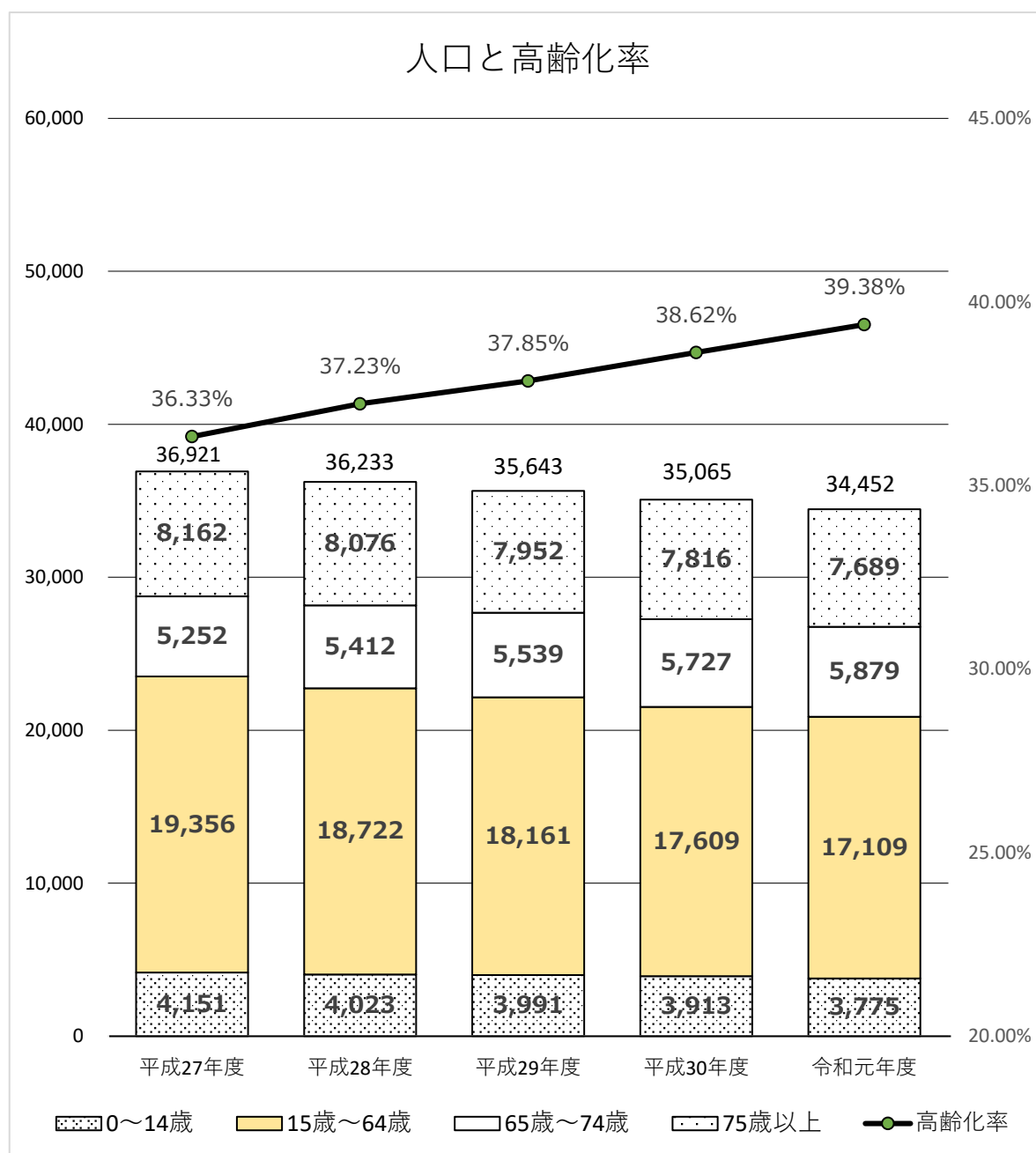
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画	地域福祉計画		次期計画		
	障害者計画		次期計画		
	障害福祉計画・障害児福祉計画			次期計画	
	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画			次期計画	
	成年後見制度利用促進基本計画			次期計画	

5 本市の現状と課題

(1) 人口構成と高齢化率

本市の人口は、令和2年3月末現在で34,452人と近年減少傾向をたどっています。人口構成をみると、65歳未満は減少傾向の一方で、65歳～74歳未満は増加傾向にあり、その結果75歳以上は減少傾向ながらも高齢化率は平成27年の36.33%から令和元年では39.38%と3.05%上昇しています。

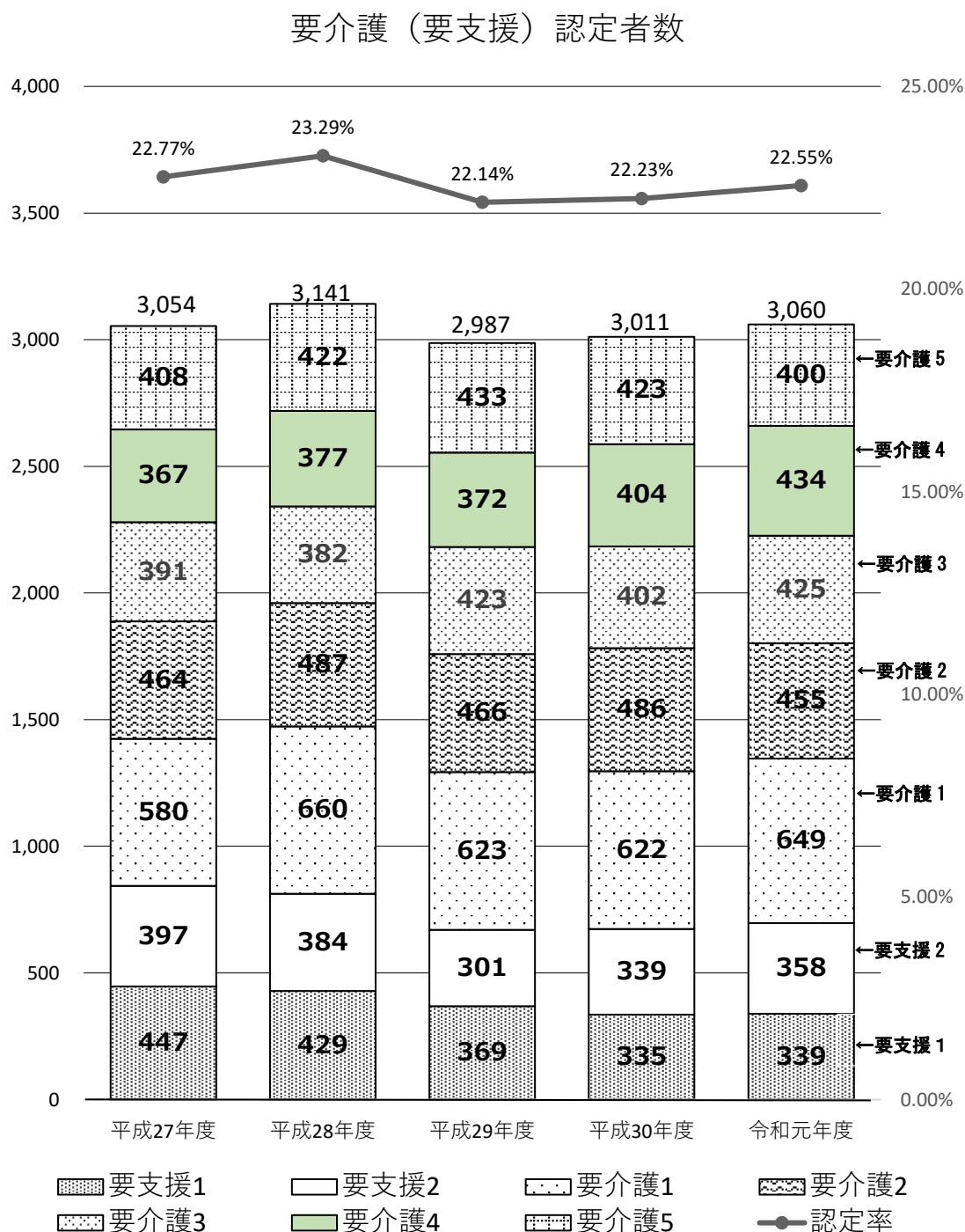
高齢者人口の中では、後期高齢者が依然7,000人台で推移していることに加え、65歳～74歳の前期高齢者が増加傾向にあり、総人口に占める割合が上昇しています。



※人口 各年度 3月 31日現在

(2) 要介護（要支援）認定者数

第1号被保険者のうち要介護（要支援）認定者は、年度によって増減がありますが、令和元年度では3,060人となっています。認定率においても年度によって増減がありますが、令和元年度では22.55%となっています。第1号被保険者のうち、5人にひとりが要介護（要支援）認定者であり、何らかの支援を要する状態となっています。



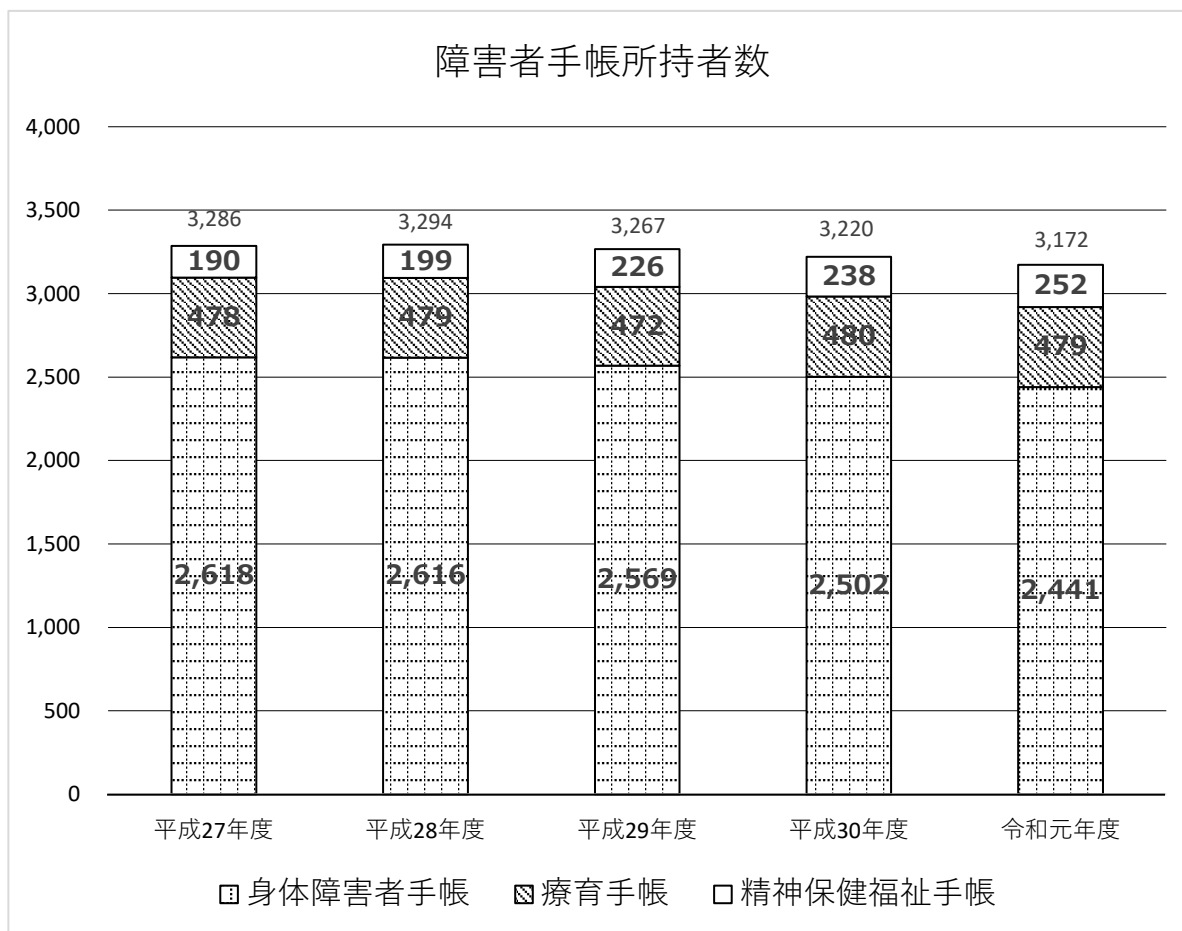
※認定者数 各年度 3月31日現在

※介護保険事業状況報告より

(3) 障害者手帳所持者数

障害者手帳の所持者数について、身体障害者手帳所持者は減少傾向となっており、令和元年度で2,441人となっています。療育手帳所持者はほぼ横ばいで推移し、令和元年度で479人となっています。精神保健福祉手帳所持者は増加傾向となっており、令和元年度で252人となっています。

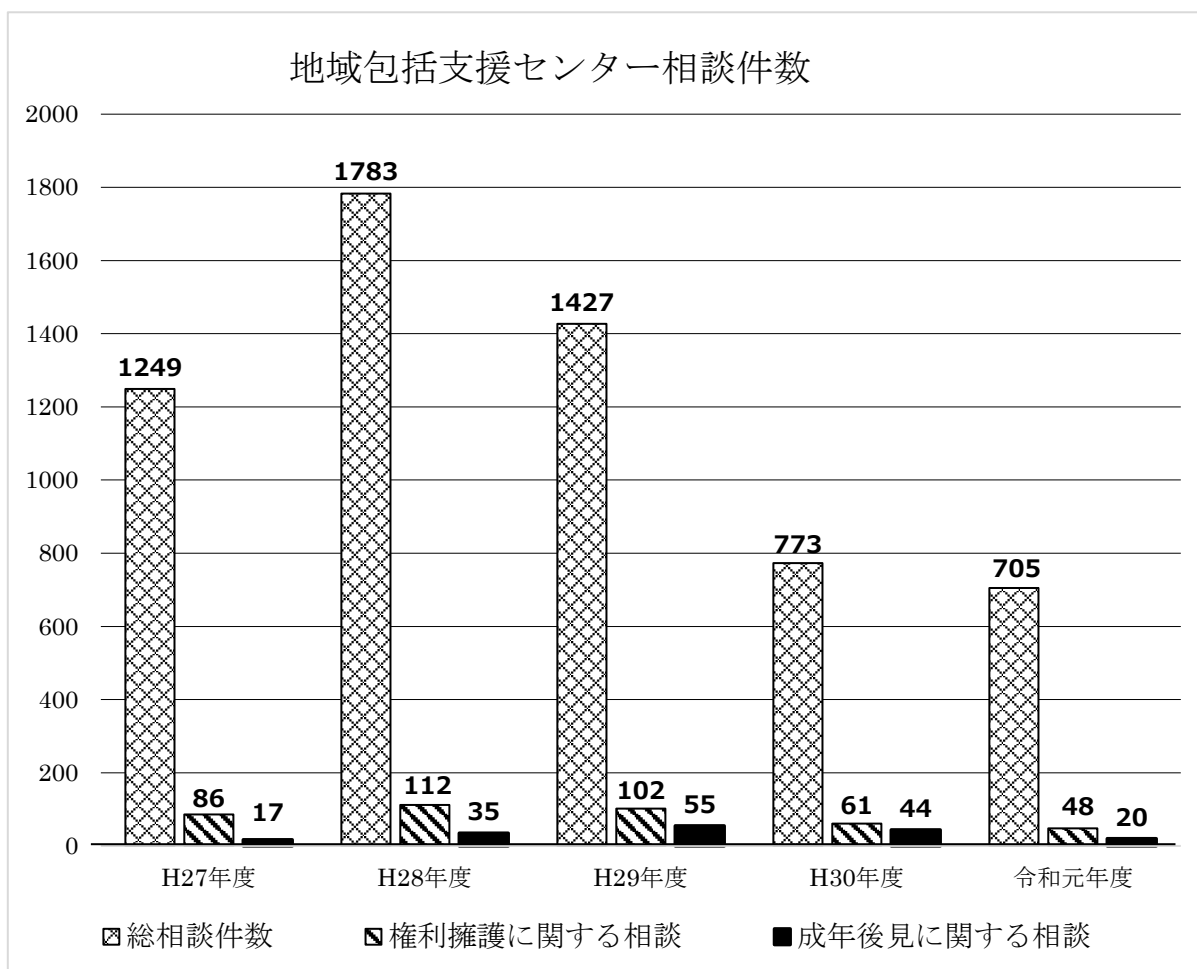
成年後見制度の利用が見込まれる療育手帳所持者は横ばい、精神保健福祉手帳所持者は増加傾向となっており、成年後見制度の潜在的な利用対象者は増加していると考えられます。



※手帳所持者数 各年度3月31日現在

(4) 地域包括支援センター相談件数

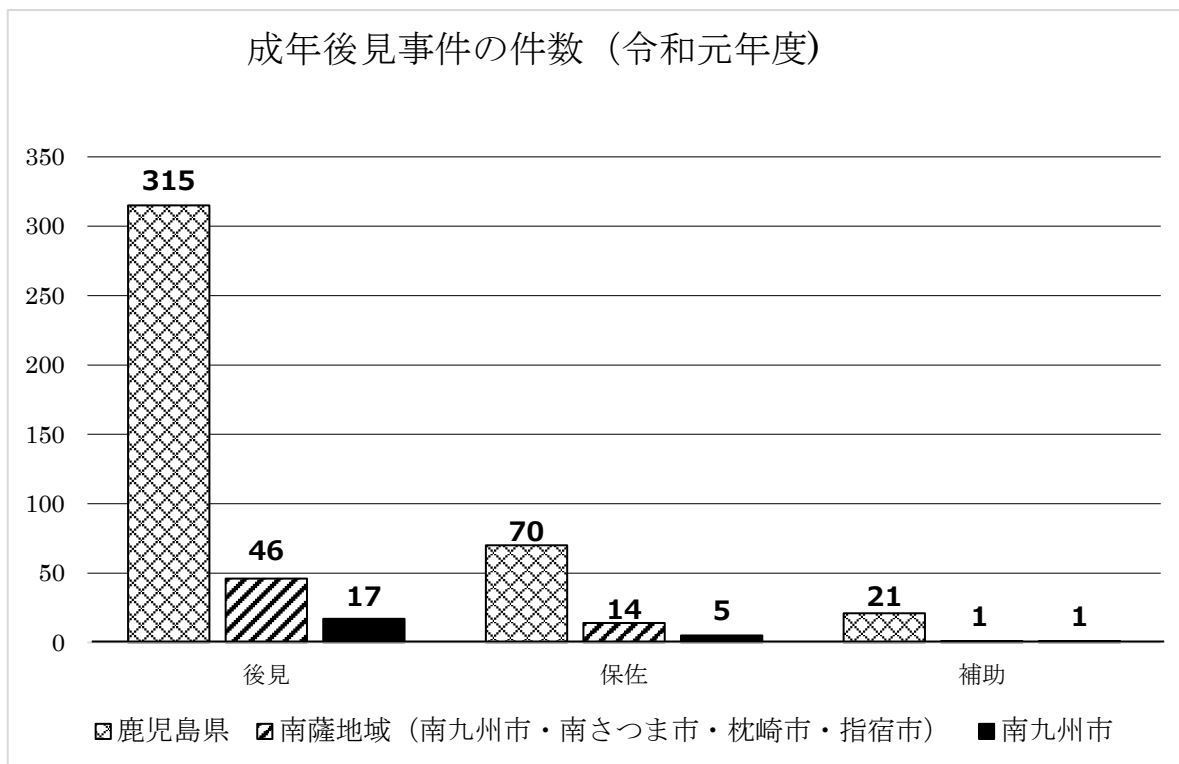
南九州市地域包括支援センターに寄せられる相談のうち、成年後見制度に関する相談割合は平成 27 年度～令和元年度の 5 年間で年平均 3.1%となっています。



※H30 年度より地域包括支援センターが集約された為、
相談件数に差異あり。

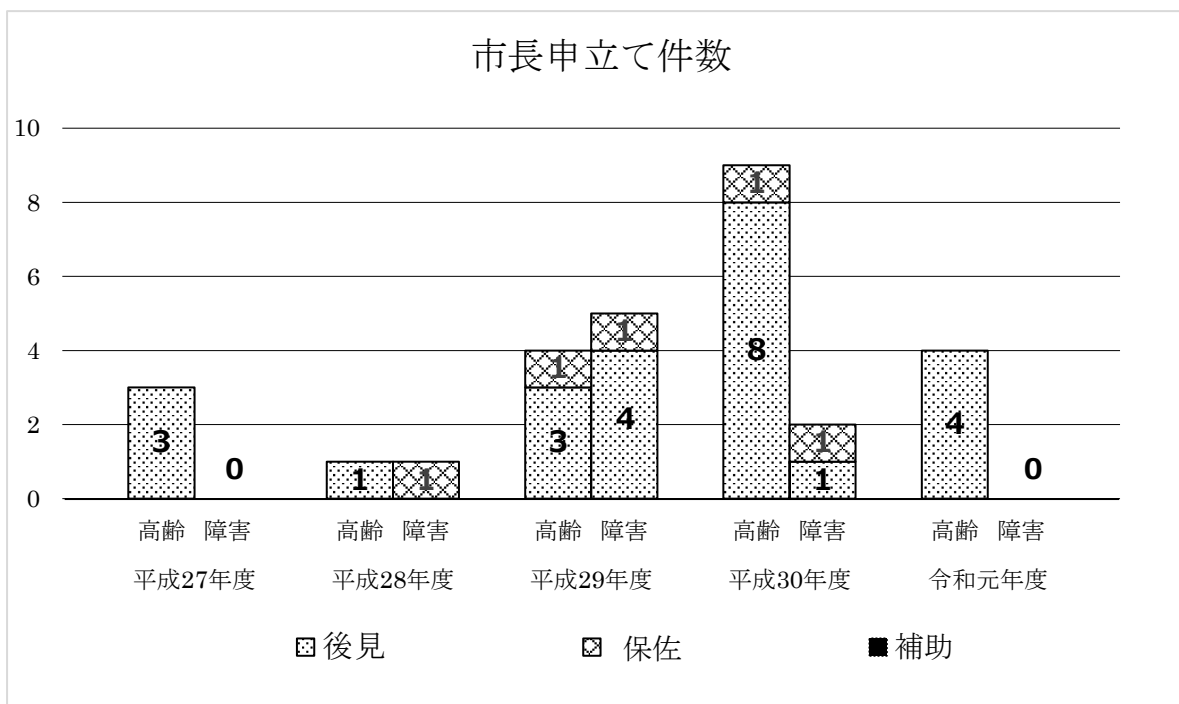
(5) 成年後見制度の利用状況

南九州市における令和元年度の成年後見制度の利用状況は、後見が 17 件、保佐が 5 件、補助が 1 件となっています。



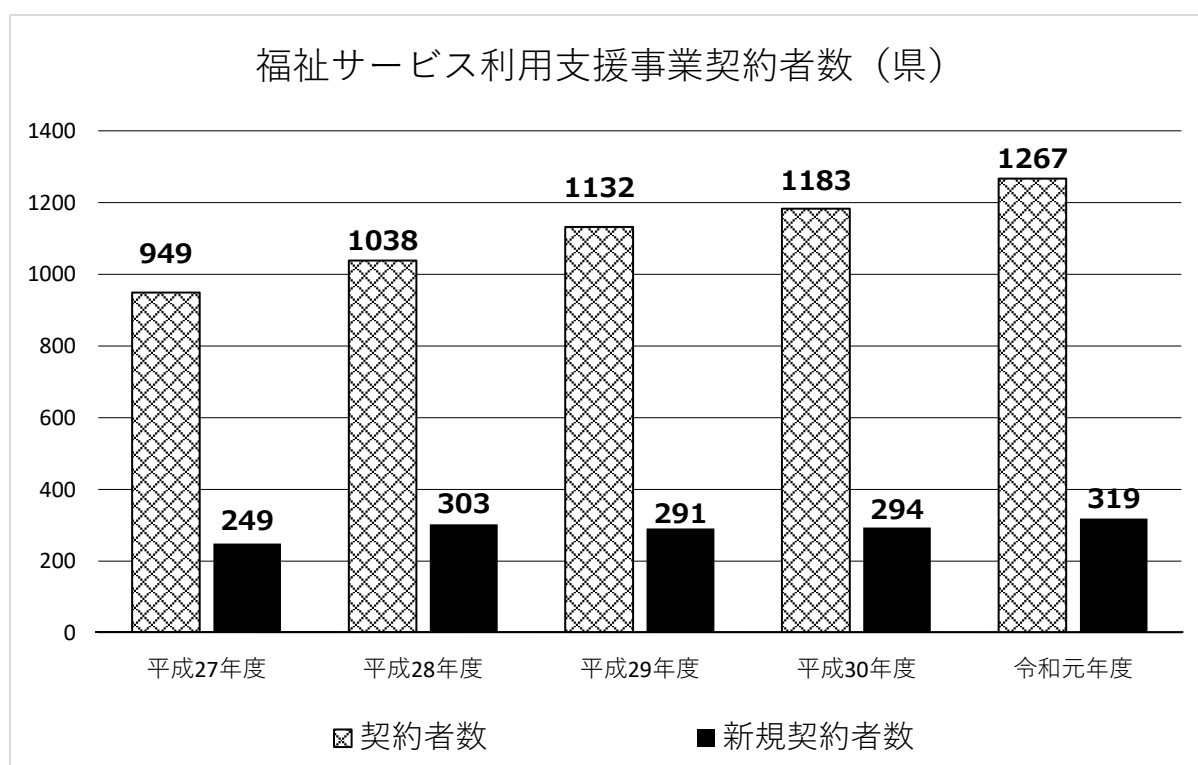
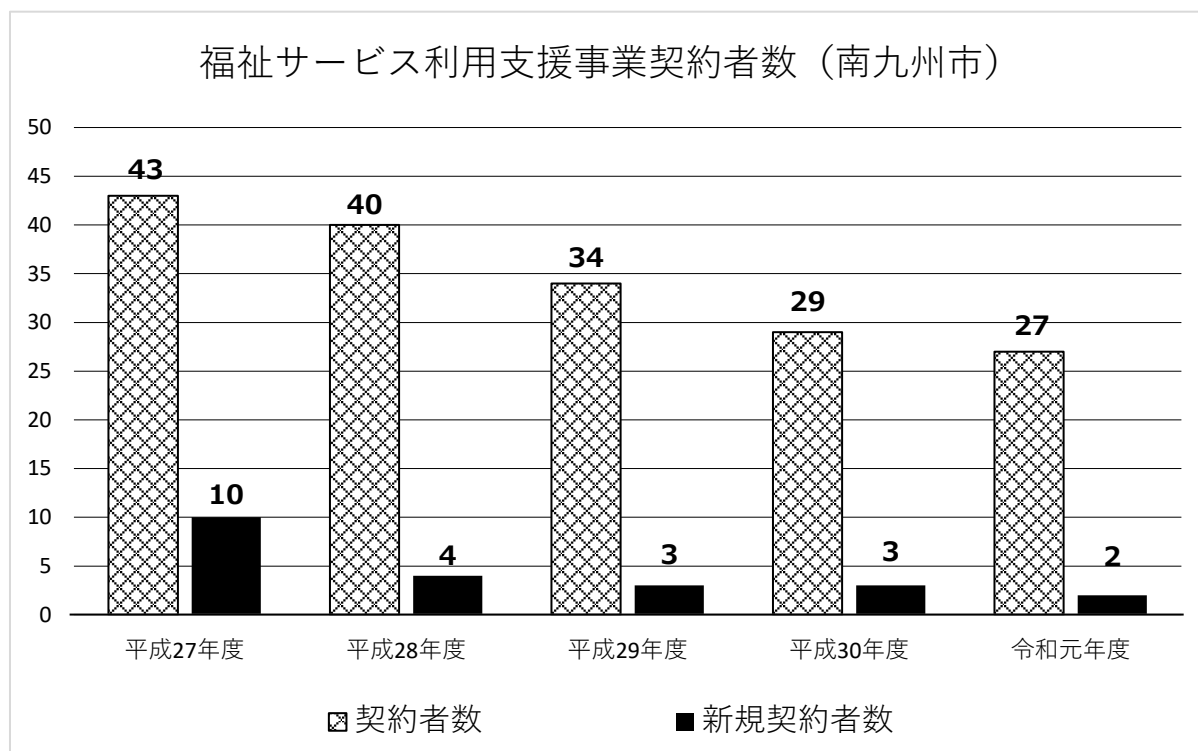
(6) 成年後見制度の市長申立て件数

本市における成年後見制度の市長申立て件数は、年度によって増減はありますが、高齢分野、障害分野合わせて、平成 27 年度～令和元年度の 5 年間で年平均 5.8 件となっています。



(7) 福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）の契約者数

社会福祉協議会が実施主体となっている福祉サービス利用支援事業について、県全体では、契約者数は年々増加傾向にあります。しかし、南九州市においては契約者数が減少傾向となっており、令和元年度では 27 件となっています。減少の原因として、契約者の死亡や、契約者の家族による支援が可能になり解約に至るケース等が挙げられます。



(8) 成年後見制度利用に関する現状と課題

南九州市成年後見制度利用促進基本計画を策定するにあたり、南九州市内の介護保険事業所、高齢者施設、相談支援事業所、社会福祉協議会及び医療機関に成年後見制度に関するアンケート調査を令和元年10～11月に実施しました。

○ 高齢分野

南九州市内の52の事業所より回答があり、事業所の合計利用者数は2,440人でした。

そのうち、現在成年後見制度を利用しておらず、成年後見制度の利用検討が必要と考えられる要支援者は235人でした。要支援者のうち、特に支障が生じている項目は、②の日常的な金銭管理を超える法律行為が行えないが約8割となっており、その他では⑥～⑨の財産管理面での不安を抱えています。

※ここから先は、現在成年後見制度を利用していない方についてお答えください。				
2. 調査事項				
問1 貴施設・事業所の利用者(病院においては入院者)で、以下の項目に該当する方(問2以降では「要支援者」といいます。)はいいますか。以下の項目に該当する人数を回答欄に記入してください。 なお、一人で二つ以上の項目に該当する場合には、特に支障が生じている項目を一つだけ選択してください。				
			回答欄	
法律 行 為	①	本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害に遭ったことがある。	17 人	7%
	②	本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。	185 人	79%
	③	本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの利用契約を理解できず、利用が進まない又は本人が利用を拒否している。	8 人	3%
虐待 被 害	④	本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、家族等から経済的虐待を受けている又はその疑いがある。	1 人	1%
	⑤	本人の判断能力が不十分であるため、家族等から④以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト等)を受けている又はその疑いがある。	0 人	0%
財 産 管 理	⑥	本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額(概ね500万円以上)である。	12 人	5%
	⑦	税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。	3 人	1%
	⑧	本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。	5 人	2%
そ の 他	⑨	その他困難な事例があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。 【具体例】	4 人	2%
要支援者合計			235 人	

要支援者の主要な障害等類型の項目は、①の認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者がほぼ全てを占めています。認知症もしくは認知症が疑われる要支援者において、成年後見制度利用の必要性が高いことがうかがえます。

問2 問1で回答した合計人数のうち、要支援者の主要な障害等類型をご回答ください。一人で二つ以上の属性に該当する場合には、主要な属性について1人としてください。

		回答欄	
①	認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者	223 人	97%
②	知的障害者又は明確な診断は無いものの知的障害が疑われる者	4 人	2%
③	精神障害者又は明確な診断は無いものの精神障害が疑われる者	3 人	1%
合計		230 人	

要支援者を年齢別に見ると、80代、90代で86%を占め、年齢が高くなるごとに必要性が高くなることが考えられます。

問3 問1で回答した合計人数のうち、要支援者の年齢の内訳をご回答ください。

		回答欄	
①	20歳未満	0 人	0%
②	20代	0 人	0%
③	30代	0 人	0%
④	40代	0 人	0%
⑤	50代	2 人	1%
⑥	60代	5 人	2%
⑦	70代	20 人	9%
⑧	80代	113 人	49%
⑨	90代	87 人	37%
⑩	100歳以上	5 人	2%
合計		232 人	

要支援者が成年後見制度の申立てを行うと仮定した際、成年後見制度の利用協力が得られそうにない方が32名おり、状況によっては市長申立てが必要になってくると考えられます。

問6 問1で回答した合計人数のうち、以下の項目に該当する要支援者の人数をご回答ください。

		回答欄	
①	身寄りがない又は近隣市町村内に頼れる親族がない。	6 人	19%
②	親族はいるが協力を得ることが困難である。	26 人	81%

○ 障害分野

南九州市内の6事業所より回答があり、事業所の合計利用者数は580人でした。そのうち、現在成年後見制度を利用しておらず、成年後見制度の利用検討が必要と考えられる要支援者は137人でした。要支援者のうち、特に支障が生じている項目は、②の日常的な金銭管理を超える法律行為が行えないが79%、⑥の管理する財産が多額であるが17%で、支援する家族や親族がいなくなれば、成年後見制度の利用が望ましい状況にあると考えられます。

※ここから先は、現在成年後見制度を利用していない方についてお答えください。			
2. 調査事項			
問1 貴施設・事業所の利用者(病院においては入院者)で、以下の項目に該当する方(問2以降では「要支援者」といいます。)はいいますか。以下の項目に該当する人数を回答欄に記入してください。 なお、一人で二つ以上の項目に該当する場合には、特に支障が生じている項目を一つだけ選択してください。			
		回答欄	
法律行為	① 本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害に遭ったことがある。	0 人	0%
	② 本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。	108 人	79%
	③ 本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの利用契約を理解できず、利用が進まない又は本人が利用を拒否している。	0 人	0%
虐待被害	④ 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、家族等から経済的虐待を受けている又はその疑いがある。	0 人	0%
	⑤ 本人の判断能力が不十分であるため、家族等から④以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト等)を受けている又はその疑いがある。	0 人	0%
財産管理	⑥ 本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額(概ね500万円以上)である。	23 人	17%
	⑦ 税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。	4 人	3%
	⑧ 本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。	2 人	1%
その他	⑨ その他困難な事例があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。 【具体例】	0 人	0%
要支援者合計		137 人	

障害の類型を分野別に見ると、②知的障害に関する者が87%を占めています。これは、南九州市内において知的障害に関する施設や事業所が多いということが関連していると思われます。

問2 問1で回答した合計人数のうち、要支援者の主要な障害等類型をご回答ください。一人で二つ以上の属性に該当する場合には、主要な属性について1人としてください。			
		回答欄	
①	認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者	1 人	1%
②	知的障害者又は明確な診断は無いものの知的障害が疑われる者	119 人	87%
③	精神障害者又は明確な診断は無いものの精神障害が疑われる者	17 人	12%
合計		137 人	

年齢別の内訳を見ると、30代～50代で70%を占めています。支援する家族の高齢化も進んでいく中で、家族亡き後の権利擁護について検討が必要と考えられます。

問3 問1で回答した合計人数のうち、要支援者の年齢の内訳をご回答ください。

		回答欄	
①	20歳未満	5人	4%
②	20代	7人	5%
③	30代	29人	21%
④	40代	28人	20%
⑤	50代	40人	29%
⑥	60代	24人	18%
⑦	70代	2人	1%
⑧	80代	1人	1%
⑨	90代	0人	0%
⑩	100歳以上	1人	1%
合計		137人	

要支援者が成年後見制度の申立てを行うと仮定した際、成年後見制度の利用協力が得られそうにない方が23名おり、状況によっては市長申立てが必要になってくると考えられます。

問6 問1で回答した合計人数のうち、以下の項目に該当する要支援者の人数をご回答ください。

		回答欄	
①	身寄りがない又は近隣市町村内に頼れる親族がない。	13人	57%
②	親族はいるが協力を得ることが困難である。	10人	43%

○ アンケート結果を踏まえて

高齢分野、障害分野共に成年後見制度の利用が必要となりそうな潜在的な利用者が多くいることが判明しました。しかし、南九州市における成年後見制度利用者数は令和元年度で後見・保佐・補助を合わせて23件であり、潜在的な利用者数と比較すると大きくかけ離れており、成年後見制度の利用が必要な人に制度が十分に活用されているとは認められない状況にあると言えます。

これは成年後見制度について本人や親族へ十分に周知がなされていないことや、制度の仕組み自体が分かりづらいことが原因と考えられ、アンケートの記載でも、「成年後見制度の名前だけで身構えてしまうので気軽に相談できる環境を作ってほしい」、「成年後見制度の周知や手続きの簡素化ができれば良い」、「制度に対しての知識が少ないため研修会があれば助かる」等の意見が寄せられました。

6 計画の基本理念

関連計画である「南九州市地域福祉計画」、「南九州市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「南九州市障害者計画」のそれぞれの基本理念を踏まえ、『みんなで支え合い、いきいきと健やかに暮らせるまちづくり』を基本理念として取組を展開していきます。

7 施策の展開

(1) 地域で支える体制づくり

① 中核機関の整備

南九州市地域包括支援センターを中核機関として位置づけ、成年後見制度の利用が必要な人が、適切に必要な支援につながるように体制を構築します。また、以下に掲げる ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備していきます。

ア) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げてることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効である具体的なケース等を周知啓発していくよう努めます。

イ) 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて市民及び事業所からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が得られる体制）に係る調整を行います。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、該当親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

福祉サービス利用支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を図り、保佐及び補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度のスムーズな移行を進めます。

生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である人についても成年後見制度支援事業の活用を図ります。

利用者本人にとって適切な後見人等候補者を推薦できるような仕組みづくりに取り組み、後見人等候補者情報の提供や親族後見人への支援を行うための連携体制の整備等を家庭裁判所と連携を図りながら行っていきます。

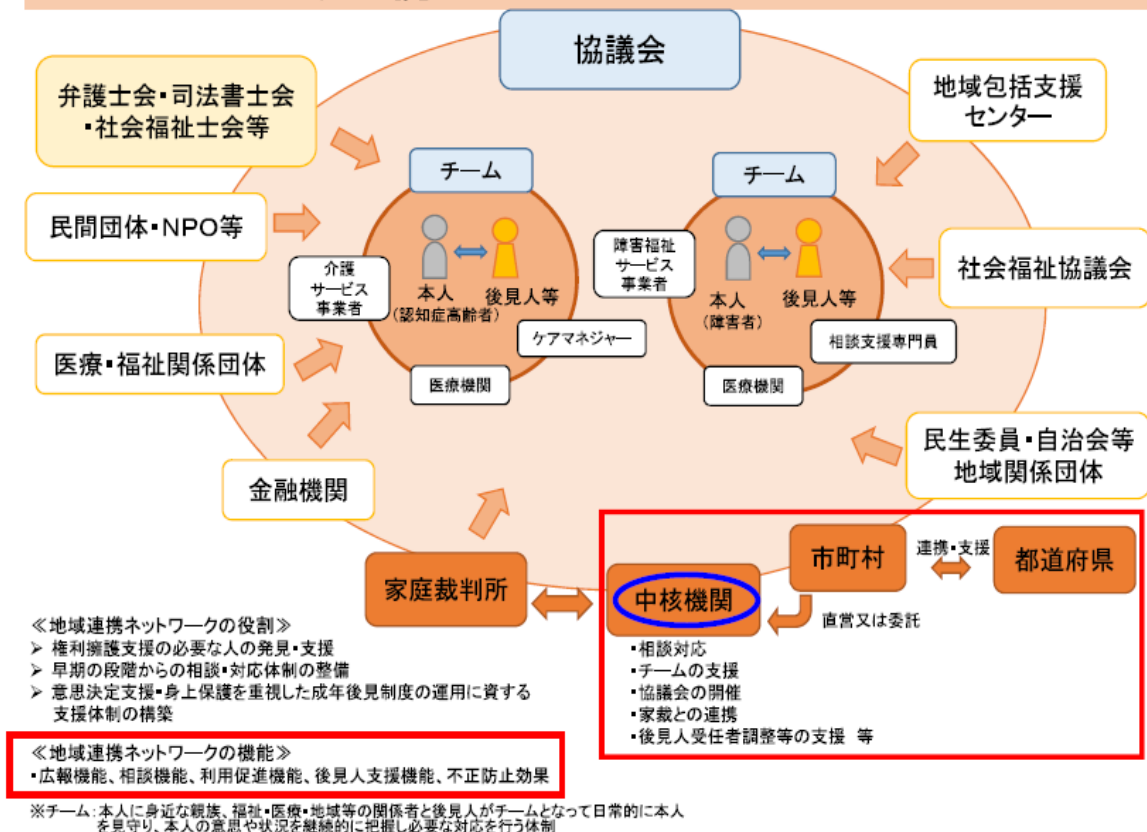
エ) 後見人支援機能

中核機関は、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、法的な権限を持つ後見人と本人に身近な親族、福祉、医療及び地域の関係者が日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制（チーム）を作ります。中核機関にて専門的知見が必要と判断された場合においては、法律及び福祉の専門職が本人を支援することができるように、南九州市成年後見制度利用促進協議会（仮称）に属する専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

② 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度が必要な人が制度を利用できるような地域体制と成年後見制度が必要な人を発見し適切に必要な支援につなげる地域連携の構築を目指します。

地域連携ネットワークのイメージ



ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期からの相談に応じ、保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めます。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

③ 成年後見人等担い手の確保と支援

現在成年後見人等については、親族のほか弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が受任しています。今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、市民後見人養成を検討します。また、親族後見人に対し、制度に対する情報提供などにより孤立や不安を解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるように支援します。

(2) 安心して暮らし続けられる地域づくり

① 見守り体制の整備

今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれており、また精神および知的障害者においても成年後見制度利用のニーズが高まっていくと予測されますが、このような方々の数と成年後見制度の利用状況を比較すると、利用者数は著しく少ないことがわかります。これらの状況から、現状では社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。

したがって、地域の見守り活動を行っている地区の民生委員や地域住民、地域の関係機関と連携、協働して、支援の必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。また、身近な相談窓口の周知に努め、行政窓口（中核機関）で相談を受け付け、情報集約を行います。

② 成年後見制度の啓発と周知

周知啓発のため広報紙、ホームページ、パンフレット等を活用した成年後見制度の周知、啓発や相談窓口の周知など市民や関係機関に広報・普及啓発を行います。その際には、任意後見、保佐、補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるように留意します。

③ 予防的活用の促進

地域での生活で何か困難な状況が予想される場合には、補助及び保佐類型の利用や将来に備えての任意後見の活用を勧める等、早期の予防的支援を持ち支援します。また、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用支援事業や生活困窮者自立支援事業の活用についても検討していきます。福祉サービス利用支援事業は、自らの判断能力に不安のある人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないことなどの特徴を有しています。生活困窮者自立支援事業は、仕事や生活に困窮している人に対して、就職や住居、家計管理などをサポートするサービスです。福祉サービス利用支援事業や生活困窮者自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型の転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

④ 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度を利用したくても、自ら申立てることが困難であったり、身近に申立てる親族がいなかったり、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、成年後見制度利用支援事業による申立ての支援や助成等を実施し、利用支援を行います。また、法テラス、成年後見センターリーガルサポート、権利擁護センターぱあとなあ等が行っている助成等制度の活用についても支援します。

8 計画の推進

「ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障）」、「自己決定権の尊重」、「財産管理のみならず身上保護も重視」という国の「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方に基づいて、計画を実行していきます。あわせて、定期的に計画の進捗状況の点検、評価を行い、必要に応じて改善、調整等を行います。

9 評価

「南九州市成年後見制度利用促進協議会（仮称）」において、中核機関の業務計画の実施状況や具体的な実践事例等の報告を通して、権利擁護支援の地域課題と解決策の検討など、「Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）サイクル」により評価と改善を行います。

～資料～

(1) 主な用語解説

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護施設入所等の契約を結んだりする必要があるがあっても、自分でこれらを行うことが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度は大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度

法定後見制度は本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為や財産管理等を行い、本人を保護・支援します。

任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、財産管理等に関することについて代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。将来に向けて、本人の意思にしたがった適切な保護・支援を行うことが可能になります。

生活困窮者自立支援制度

現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人を対象に困りごとの相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まいなどさまざまな面で支援するものです。この制度は、仕事や住まい、家計などに係る課題が複雑化・深刻化して、破たんしそうな暮らしを止め、自立を助ける役割を担う制度です。

福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的として営利を目的としない民間組織。各種の福祉サービスの相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、地域の福祉増進活動を行っています。

法テラス

法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるように、総合法律支援法に基づき、平成 18 年に設立された公的な法人が日本司法支援センター（通称法テラス）。法的トラブルの際の法律相談などを行っています。

リーガルサポート

平成 11 年に高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として全国の司法書士によって設立された組織。成年後見制度利用者の後見人（成年後見人、補助人、保佐人等）としてその権利を擁護する活動などしています。

権利擁護センターぱあとなあ

公益社団法人日本社会福祉士会ならびに、各都道府県社会福祉士会が運営。所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録し、成年後見人等の支援を行っています。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う機関。市町村が責任主体。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置している。

出典（各ホームページより）

法務省，厚生労働省，公益社団法人成年後見センターリーガルサポート，日本司法支援センター法テラス，社会福祉法人全国社会福祉協議会，公益社団法人日本社会福祉士会

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成 28 年 4 月 15 日

法律第 29 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 成年後見人及び成年後見監督人
- (2) 保佐人及び保佐監督人
- (3) 補助人及び補助監督人
- (4) 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人
- (3) 被補助人
- (4) 任意後見契約に関する法律(平成 11 年法律第百 150 号)第 4 条第 1 項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握する

こと、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

- 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有す
(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第6条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第7条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第8条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、第11条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後3年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第 10 条 政府は、毎年 1 回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第 2 章 基本方針

第 11 条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 1 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 3 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 4 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 5 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 6 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 7 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 8 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 9 前 2 号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 10 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言

その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

- 11 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第3章 成年後見制度利用促進基本計画

第12条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - (2) 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第4章 成年後見制度利用促進会議

第13条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第5章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第 15 条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附則抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第 3 条及び第 5 条の規定は、同日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成 28 年政令第 214 号で、本文に係る部分は、平成 28 年 5 月 13 日から施行)

(平成 30 年政令第 74 号で、ただし書に係る部分は、平成 30 年 4 月 1 日から施行)

(検討)

第 2 条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第 11 条第 3 号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

(3) 南九州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により南九州市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するため、南九州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用促進に必要な連絡及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 福祉に関し識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は，告示の日から施行する。

(4) 南九州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員名簿

No.	代表団体名	氏 名	職 名	備考
1	南薩医師会	菊野 竜一郎	菊野病院院長	
2	介護サービス事業所連絡会 居宅介護支援専門部会	下野 浩	シルバーライフちらん居宅介護支援事業所 介護支援専門員	
3	障害者相談支援事業所	神村 晃大	生活支援センターなんさつ 相談支援専門員	
4	鹿児島県弁護士会	本田 晴久	染川法律事務所 弁護士	委員長
5	成年後見センターリーガルサポート鹿児島支部	鎌田 哲也	鎌田哲也司法書士事務所 司法書士	副委員長
6	鹿児島県社会福祉士会 ぱあとなあ鹿児島	上村 重弘	かみむら社会福祉士事務所 社会福祉士	
7	南九州市社会福祉協議会	富永 慎次	地域福祉課長	
8	南九州市民生委員児童委員協議会	佐藤 昭文	南九州市颯娃町民生委員児童委員	
9	人権擁護委員	新原 誠	知覧人権擁護委員協議会委員	
10	鹿児島県くらし保健福祉部 社会福祉課地域福祉支援係	萩原 幸司	地域福祉支援係長	

オブザーバー

1	鹿児島家庭裁判所知覧支部	近藤 貴浩	支部長兼判事補	
2	〃	吉見 章子	庶務課長	
3	鹿児島県くらし保健福祉部 社会福祉課地域福祉支援係	柳田 笑美華	主事	

(5) 南九州市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱

平成 19 年 12 月 1 日
告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 に規定にする審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手続等を定めるものとする。

(審判請求の考察事項)

第 2 条 市長は、審判請求を行うに当たっては、審判の対象者（以下「本人」という。）に関し、次に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 事理を弁識する本人の能力の程度
- (2) 本人の配偶者及び 2 親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性
- (3) 本人又は親族等が審判請求を行う見込み
- (4) 市又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果

(審判請求の決定)

第 3 条 市長は、前条の事項を考査し、本人の福祉を図るため特に必要があると認めたときは、審判請求の決定を行う。

(審判請求の申立書等)

第 4 条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第 5 条 市は、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 28 条第 1 項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第 6 条 市長は、審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべきであると判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第 28 条第 2 項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の顓娃町成年後見制度に係る町長による審判の請求手続等に関する要綱(平成 18 年顓娃町告示第 40 号)の規定によりな

された処分，手続その他の行為は，この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 25 年 6 月 24 日告示第 113 号）

この告示は，告示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 14 日告示第 82 号）

この告示は，平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

(6) 南九州市成年後見人等報酬助成要綱

平成 19 年 12 月 1 日

告示第 30 号

(目的)

第 1 条 この告示は、成年後見人制度を利用する高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下これらを「高齢者等」という。）に係る成年後見人等の報酬に対し助成することにより、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 8 条、第 11 条の 2 及び第 15 条に規定する成年後見人、保佐人及び補助人である者をいう。
- (2) 報酬 民法第 862 条に規定する報酬をいう。

(助成の対象)

第 3 条 助成の対象者は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定に基づき、市長が成年後見等開始審判申立を行う者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護を受けている者及びこれに準ずる者
- (2) 成年後見人等の報酬に対して助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

(助成の額)

第 4 条 報酬の助成の額は、家庭裁判所が決定した報酬の額の全部又は一部の額とする。

(支給申請)

第 5 条 報酬の助成を受けようとするときは、成年後見人等報酬助成申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）により、毎年度市長に申請しなければならない。

(支給の可否)

第 6 条 市長は、前条の申請があった場合は、支給の可否を決定し、その旨を成年後見人等報酬助成決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

(届出)

第 7 条 第 5 条に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、成年後見人等報酬助成申請事項変更届（第 3 号様式）により、速やかに市長に届けなければならない。

(請求権の取消し等)

第 8 条 報酬の助成を申請し、受給した者が次の各号のいずれかに該当するときは、その請求権を取り消し、助成を停止し、又は報酬の助成の額の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請のその他不正の手段によって報酬の助成を受け、又は受けようとし

たとき。

(2) 成年後見人等を解任したとき。

(請求権取消し等の通知)

第9条 市長は、前条に規定する請求権を取り消し、又は支給を停止したときは、成年後見人等報酬助成取消（停止）通知書（第4号様式）により、報酬を返還させるときは、成年後見人等報酬助成金返還命令書（第5号様式）により通知するものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 報酬の助成の請求権は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の潁娃町成年後見人等報酬助成要綱（平成18年潁娃町告示第41号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年6月24日告示第113号）

この告示は、告示の日から施行する。